

# 地区規程

宮川下流漁業協同組合

# 宮川下流漁業協同組合地区規程

## 第一章 総則

### (地区の目的)

第1条 宮川下流漁業協同組合(以下、本組合という。)の地区組織(以下、地区という。)は本組合事業の目的達成のために同調する。

### (地区の名称及び区域)

第2条 地区は以下の3地区とし、それぞれの区域を担当する。

- ・河合地区(飛騨市河合町一円)
- ・坂上地区(飛騨市宮川町:旧吉城郡坂上村一円)
- ・坂下地区(飛騨市宮川町:旧吉城郡坂下村一円)

### (規程)

第3条 宮川下流漁業協同組合の地区の運営はこの規程によって行う。

- 2 この規程の改廃は、理事会の議決を経てこれを行う。
- 3 この規程の内容につき疑義を生じたときは、その解釈は理事会の決するところによる。ただし、緊急やむを得ない事項については地区役員会においてこれを決定し、次の理事会においてその承認を得るものとする。

### (地区事業)

第4条 地区は次の事業を行う。

- (1) 本組合の諮問に応じる。
- (2) 理事会で必要と認めた場合は、地区総会を開催する。
- (3) その他、地区又は理事会で必要と認めた事項。

## 第二章 地区役員

### (地区役員の数)

第5条 各地区に下記の役員を置く。

- (1) 地区理事 4名
- (2) 地区連絡員
  - ・河合地区 11名
  - ・坂上地区 8名
  - ・坂下地区 9名
- (3) 地区庶務 1名

### (役員を選任)

第6条 地区役員は下記の通り選任する。

- (1) 地区理事は当該地区より選出された理事及び監事が就任する。
- (2) 地区連絡員及び地区庶務は、地区役員会で選任する。
- 2 地区連絡員は担当区域から選任するものとし、下記の区からそれぞれの人  
数を選任するものとする。但し、理事会または地区役員会の議決をもって変  
更できるものとする。
  - (1) 河合地区：角川1(1名)、角川2(1名)、角川3(1名)、有家・中沢上(1  
名)、保木林・羽根(1名)、新名・上ヶ島(1名)、元田・天生(1名)、上  
稲越(1名)、中稲越(1名)、下稲越・大谷(1名)、小無雁(1名)
  - (2) 坂上地区：大無雁・落合(1名)、岸奥・野首・森安(1名)、林1・林2(1  
名)、林3・林4・牧戸(1名)、巢之内・菅沼(1名)、三川原・種蔵(1  
名)、高牧・西忍甲(1名)、西忍乙(1名)
  - (3) 坂下地区：杉原(2名)、打保(2名)、戸谷・中沢上(1名)、桑野(1名)、  
祢宜ヶ沢上(1名)、巢納谷・小豆沢(1名)・塩屋(1名)

### (地区長)

第7条 地区理事のうち1人を地区長とし、地区理事の互選により選任する。

- 2 地区長は、地区を代表し、地区事業を統括する。

### (地区役員の補欠選任)

第8条 地区役員に欠員が生じた場合において、理事会又は地区役員会で必要  
と認めるときは、補欠選任を行うことができる。

- 2 補欠選任は地区役員会の議決によってこれを行う。
- 3 補欠により選任された者は前任者の残任期間とする。

### (地区役員任期)

第9条 地区役員任期は下記のとおりとする。

- (1) 地区理事の任期は、本組合理事及び監事の任期とする。
  - (2) 地区連絡員の任期は3年間とし、本組合理事の任期満了年の1月1日より  
本組合理事任期満了前年の12月31日までとする。但し、任期満了の翌  
日から最初の総代会までの期間は、引継ぎ期間とする。
  - (3) 地区庶務の任期は地区理事の任期と同様とする。
- 2 特別の事情あるときは任期中であっても辞職又は解職することが出来る。

## 第4章 地区総会

### (地区総会の権限)

第10条 地区総会の議決の結果は、総会の議決に影響を及ぼさない。但し、総会の提出議案の作成にあたっては、その結果をもって理事会で検討しなければならない。

### (地区総会の定足数)

第11条 地区総会は、該当区域の組合員の2分の1以上が出席しなければ議決することができない。但し、組合員に委任した場合又は代理人をもって議決権を行なう者は、これを出席者とみなす。

## 第5章 地区役員会

### (地区役員会の構成)

第12条 地区役員会は地区理事、地区連絡員及び地区庶務で構成する。

### (地区役員会)

第13条 地区総会は、地区役員会に代えることができる。

### (地区役員会の招集)

第14条 地区役員会は地区長が招集する。

### (地区役員会の議決方法及び議長)

第15条 地区役員会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

- 2 地区長は地区役員会の議長となる。
- 3 地区役員会の議事については、議事録を作成する。
- 4 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 地区役員会の開催日時および場所
  - (2) 地区役員会の議事の経過の要領
  - (3) 地区役員会の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決件数並びに賛成した地区役員の氏名及び反対した地区役員の氏名)
  - (4) 地区役員会に出席した地区役員の氏名
  - (5) 地区役員会の議長の氏名

**(記念事業の実施)**

第16条 地区総会の開催に伴い記念事業を行うことができる。

2 記念事業の内容、費用等詳細については理事会において決定する。

**附 則**

この規程は、令和4年2月14日から施行し、令和4年1月1日から遡及適用することができる。

## 地区規程の制定について

本年から地区総会の開催方法を変更することとなりましたが、それに伴い、これまで地区総会に割り当てられていた役割、特に地区役員の推薦及び承認という事項について、その役割を代替する機関が必要となりました。

そして、この地区規程は、これまで地区総会に割り当てられていた役割を地区役員会において果たすために必要となる事項を定めるものとなっています。

主な内容としては以下の通り

- ① 地区は法的に必要な機関ではなく、あくまで組合事業の効率化を図るために理事会(事務局)の管理下に置かれる機関であり、地区規程も理事会において内容の変更、改廃が可能
- ② 各地区に地区総会に代わる地区役員会を設置する。
- ③ 地区総会(地区役員会)の役割
- ④ 地区役員(定数、任期、選任方法など)